

## 第7回 小田原市水道料金審議会 次第

日時：平成22年1月28日（木）

午後2時から

場所：水道局 第2・3会議室

- 1 第6回 小田原市水道料金審議会の会議録の確認
- 2 料金表（案）について
- 3 答申書（案）について

以 上

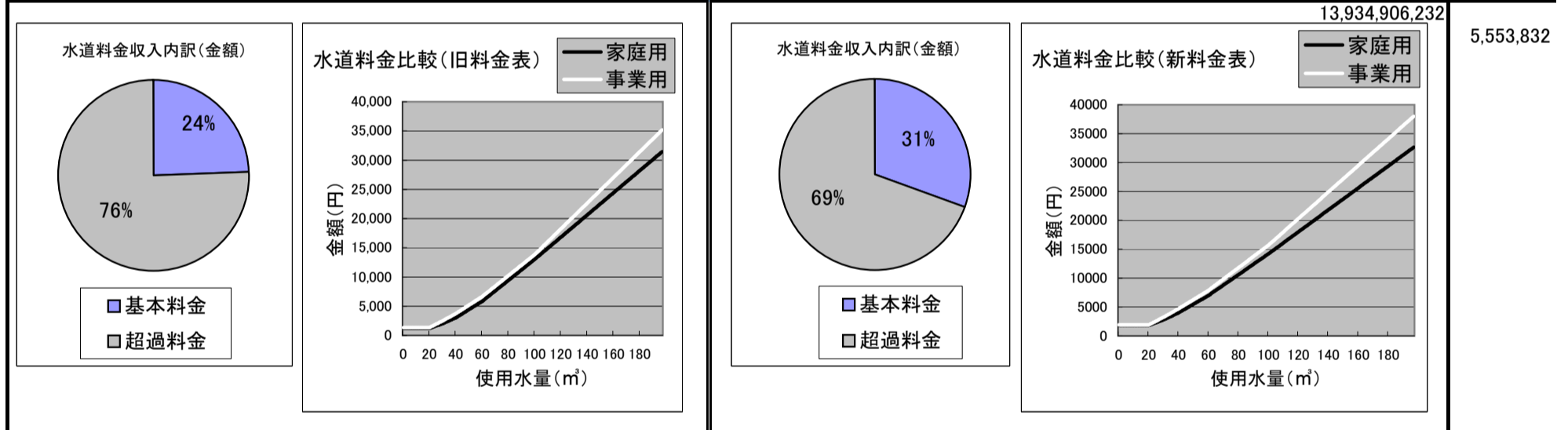
新水道料金・旧水道料金比較

基本料金回収率31%

資料7-10

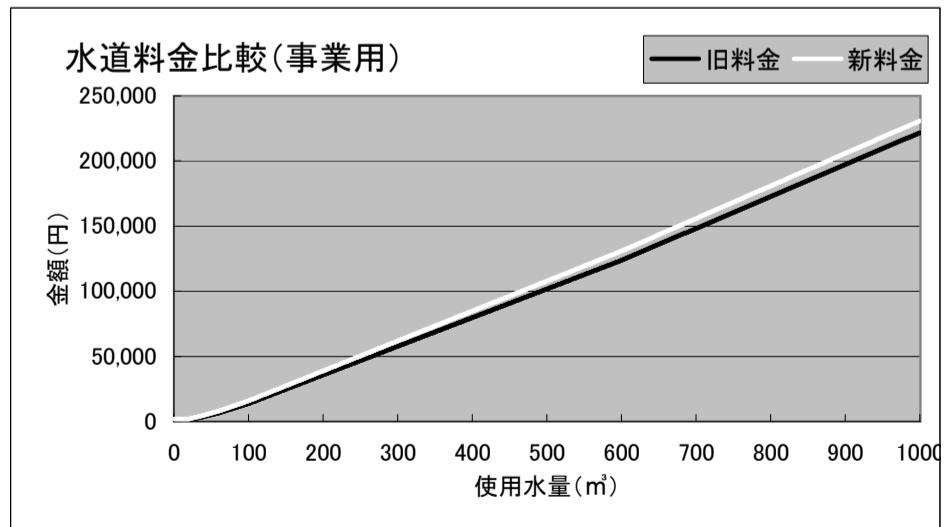
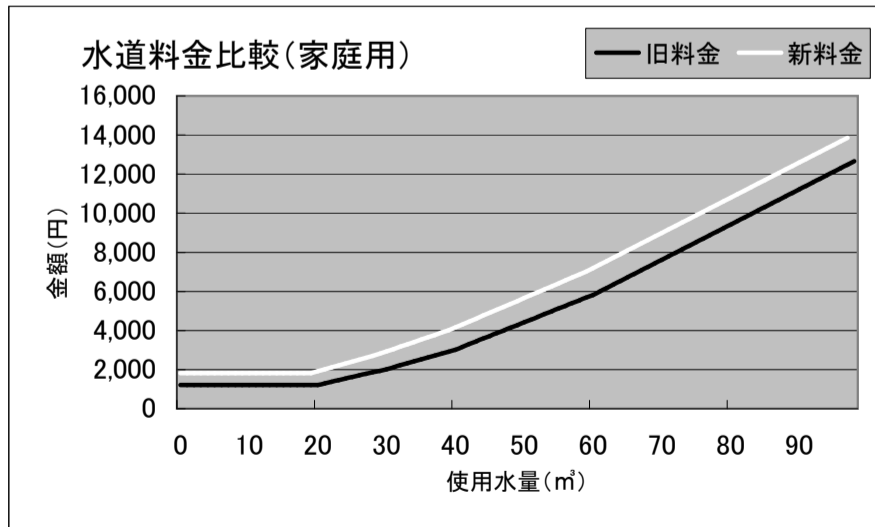
(税抜き)

旧料金表					新料金表					改定率		
用途	区分	段階	単価(円)	H23~H27見込 水量(m) 金額	用途	区分	段階	単価(円)	H23~H27見込 水量(m) 金額(円)			
家庭用	基本	0-20		36,672,201	家庭用	基本	0-20		36,672,201	改定率		
		調定数	1ヶ月	24,471			14,927,310	調定数	1ヶ月		24,471	22,146,255
		2ヶ月	1,220	2,133,353	2,602,690,660		2ヶ月	1,810	2,133,353		3,861,368,930	48.36%
	超過	21-30	80	13,522,826	1,081,826,080	超過	21-30	100	13,522,826		1,352,282,600	25.00%
		31-40	100	10,407,190	1,040,719,000		31-40	120	10,407,190		1,248,862,800	20.00%
		41-60	140	11,725,546	1,641,576,440		41-60	150	11,725,546		1,758,831,900	7.14%
		61-100	180	5,938,702	1,068,966,360		61-100	180	5,938,702		1,068,966,360	0.00%
		100-	190	867,097	164,748,430		100-	190	867,097		164,748,430	0.00%
	計			42,461,361	4,997,836,310	計			42,461,361		5,593,692,090	11.92%
	合計			79,133,562	7,615,454,280	合計			79,133,562		9,477,207,275	24.45%
事業用	基本	0-20		2,688,990	事業用	基本	0-20		2,688,990	改定率		
		調定数	1ヶ月	1,552			1,039,840	調定数	1ヶ月		952	1,477,504
		2ヶ月	1,340	198,233	265,632,220		2ヶ月	1,905	198,233		377,633,865	42.16%
	超過	21-30	115	914,639	105,183,485	超過	21-30	135	914,639		123,476,265	17.39%
		31-40	125	770,177	96,272,125		31-40	145	770,177		111,675,665	16.00%
		41-60	145	1,224,581	177,564,245		41-60	160	1,224,581		195,932,960	10.34%
		61-100	180	1,651,206	297,217,080		61-100	195	1,651,206		321,985,170	8.33%
		101-600	220	6,293,529	1,384,576,380		101-600	230	6,293,529		1,447,511,670	4.55%
	601-2000	245	3,411,700	835,866,500	601-2000	250	3,411,700	852,925,000	2.04%			
	2001-	260	3,958,442	1,029,194,920	2001-	260	3,958,442	1,029,194,920	0.00%			
計			18,224,274	3,925,874,735	計			18,224,274	4,082,701,650	3.99%		
合計			20,913,264	4,192,546,795	合計			20,913,264	4,461,813,019	6.42%		
浴場用	基本	0-200		6,000	浴場用	基本	0-200		6,000	改定率		
		調定数	1ヶ月	0			0	調定数	1ヶ月		2,300	0
		2ヶ月	4,600	30		138,000		2ヶ月	4,600		30	138,000
超過	201-	40	1,965	78,600	超過	201-	40	1,965	78,600	0.00%		
合計			7,965	216,600	合計			7,965	216,600	0.00%		
臨時用	基本	0-20		1,735	臨時用	基本	0-20		1,735	改定率		
		調定数	1ヶ月	192			844,800	調定数	1ヶ月		5,200	192
		2ヶ月	8,800	0		0		2ヶ月	10,400		0	0
超過	21-	365	339	123,735	超過	21-	430	339	145,770	17.81%		
合計			2,074	968,535	合計			2,074	1,144,170	18.13%		
共用栓	基本	0-20		5,500	共用栓	基本	0-20		5,500	改定率		
		調定数	1ヶ月	0			0	調定数	1ヶ月		905	0
		2ヶ月	1,220	30		36,600		2ヶ月	1,810		30	54,300
超過	21-	80	247	19,760	超過	21-	100	247	24,700	25.00%		
合計			5,747	56,360	合計			5,747	79,000	40.17%		
合計	基本	0-20		39,374,426	合計	基本	0-20		39,374,426	改定率		
		調定数	1ヶ月	26,215			16,811,950	調定数	1ヶ月		26,215	24,622,159
		2ヶ月	2,331,646	2,868,497,480			2ヶ月	2,331,646	4,239,195,095		47.78%	
超過			60,688,186	8,923,933,140	超過			60,688,186	9,676,642,810	8.43%		
合計			100,062,612	11,809,242,570	合計			100,062,612	13,940,460,064	18.05%		



5,553,832

用途別新旧料金比較



家庭用 代表的な水量別金額比較表(2ヶ月)

使用量	旧料金	新料金	差額	改定率
20m³	1,220円	1,810円	590円	48.36%
30m³	2,020円	2,810円	790円	39.11%
40m³	3,020円	4,010円	990円	32.78%
50m³	4,420円	5,510円	1,090円	24.66%
60m³	5,820円	7,010円	1,190円	20.45%
70m³	7,620円	8,810円	1,190円	15.62%
80m³	9,420円	10,610円	1,190円	12.63%
90m³	11,220円	12,410円	1,190円	10.61%
100m³	13,020円	14,210円	1,190円	9.14%

10.67 7.85082873

事業用 代表的な水量別金額比較表(2ヶ月)

単価	使用量	旧料金	新料金	差額	改定率	単価
90.50	20m³	1,340円	1,905円	565円	42.16%	95.25
93.67	50m³	5,190円	6,305円	1,115円	21.48%	126.10
100.25	100m³	13,840円	15,705円	1,865円	13.48%	157.05
110.20	200m³	35,840円	38,705円	2,865円	7.99%	193.53
116.83	1,000m³	221,840円	230,705円	8,865円	4.00%	230.71
125.86	2,000m³	466,840円	480,705円	13,865円	2.97%	240.35
132.63	10,000m³	2,546,840円	2,560,705円	13,865円	0.54%	256.07
137.89	20,000m³	5,146,840円	5,160,705円	13,865円	0.27%	258.04
142.10	50,000m³	12,946,840円	12,960,705円	13,865円	0.11%	259.21

# 資料1

## 県下水道事業体 水道料金比較表 (単位:円、税抜き)

### <家庭用>

事業体	20m <sup>3</sup>	順位
秦野市	1,000	1
中井町	1,200	2
小田原市	1,220	3
山北町	1,240	4
松田町	1,300	5
大井町	1,360	6
開成町	1,400	7
南足柄市	1,400	7
箱根町	1,400	7
川崎市	1,440	10
座間市	1,520	11
愛川町	1,554	12
横浜市	1,752	13
横須賀市	1,780	14
<b>小田原市</b>	<b>1,810</b>	
神奈川県	1,932	15
三浦市	2,140	16
湯河原町	2,360	17
真鶴町	2,688	18

### <事業用>

事業体	20m <sup>3</sup>	順位
山北町	1,240	1
秦野市	1,300	2
小田原市	1,340	3
大井町	1,360	4
開成町	1,400	5
中井町	1,400	5
南足柄市	1,400	5
川崎市	1,440	8
座間市	1,520	9
愛川町	1,554	10
横浜市	1,752	11
横須賀市	1,780	12
<b>小田原市</b>	<b>1,905</b>	
箱根町	2,000	13
松田町	2,200	14
神奈川県	2,224	15
湯河原町	2,360	16
真鶴町	2,688	17
三浦市	4,280	18

※   は改定後の料金。

※各事業体により基本水量が異なるため、本市の2ヶ月料金の基本水量(20m<sup>3</sup>)で比較。

# 資料2

## 生活保護費等の給付状況

			生活保護費			国民年金	
			身体障害 4名	母子家庭 3人	単身老齢 1人	単身老齢 1人	
扶助区分	支給基準	基準内容	父42歳…身障1級 母42歳…就労不可 子5歳 子1歳	母35歳 子10歳 子8歳	母75歳	母75歳	
生活 扶 助	第1類費	個人(年齢別) ・飲食費 ・被服費	118,040円	103,540円	31,120円	納付期間40年間 66,000円/月	
	第2類費	世帯(人数) ・光熱水費	52,680円	50,890円	41,480円		
	冬季加算	世帯(人数) ・採暖用	5,170円	4,560円	2,950円		
	各種加算	障害者加算		26,850円			
		母子加算			25,100円		
	一時扶助						
	小計			202,740円	184,090円		75,550円
住宅扶助	世帯(人数)		59,800円	59,800円	46,000円	納付期間25年間 41,200円/月	
教育扶助	個人(年齢別)			13,340円			
医療扶助	発生時		100%	100%	100%		
介護扶助	発生時		100%	100%	100%		
出産扶助	発生時		施設分娩182,000円(上限)	施設分娩182,000円(上限)	施設分娩182,000円(上限)		
生業扶助	発生時						
葬祭扶助	発生時		上限 199,000円	上限 199,000円	上限 199,000円		
合計			262,540円	257,230円	121,550円		
その他			・下水道使用料免除				

※ 平成21年11月末現在、保護世帯数……1,705世帯

(案)

平成22年 月 日

小田原市水道事業

小田原市長 加藤 憲一 様

小田原市水道料金審議会

会 長 武 松 忠

水道料金改定について (答申)

平成21年8月27日付け水営第100号で、当審議会に対し諮問のありました水道料金改定について、次のとおり答申します。

小田原市水道料金審議会では、市長からの諮問を受け、平成21年8月から計7回にわたり、審議会を開催いたしました。その中で、基幹水道施設である高田浄水場、中河原配水池、小峰配水池、飯泉取水ポンプ所を視察し、老朽管の更新、及び施設の耐震化などの必要性を十分に認識した上で、水道事業の現状、事業計画、財政状況と今後の見通し、料金のしくみ、改定率などについて慎重に調査、審議を行いました。その上で、水道事業が市民生活はもちろん、経済活動に与える影響等を十分に考慮した上で、次のとおり意見が集約されましたので答申いたします。

#### (1) 料金改定について

水需要の動向や、施設の状況、水道事業の経営状況から判断すると、水道料金の値上げは止むを得ない。

#### (2) 料金改定率について

料金算定期間を平成23年から平成27年までの5年間とし、平均18%の引き上げとすることが妥当である。

#### (3) 料金改定の時期について

現在の経営状況から判断すると、平成23年とすることが適切であるが、今後の水道料金収入の動向や、決算の状況、及び家計や企業を取り巻く経済状況を十分に見極め、改定期期については適切な判断をすること。

#### (4) 料金体系について

家庭用と事業用の料金格差を縮め、超過料金の逡増度を緩やかにし、料金総収入に占める基本料金収入の割合を上げることが望ましい。ただし、家庭用水の急激な負担増を回避するため、段階的に対応すること。

なお、別紙のとおり「水道料金表(案)」を添付する。

# [答申に至った経緯]

## 1. 水道事業の現状

水道事業は、市民が生活をする上で、欠かすことのできないものであるとともに、都市活動、経済活動を支える最も重要なライフラインであり、常に安心でおいしい水を、安定的に供給していくという責務がある。

平成17年4月に発生した、小峰送水管の破損による断水事故は、5日間に渡って約7,000世帯が断水し、多くの市民が不便な生活を送ることになり、あらためて水道の重要性を認識することとなった。

水道局では、このような事故を未然に防ぐため、昭和11年の給水開始時から使用している老朽化した水道管について、創設期配水管耐震化事業として平成17年から計画的に更新しているが、それ以外にも更新しなければならない多くの老朽管が残存している。また、築50年以上が経過し老朽化した配水池や、緊急時の水量確保として容量が不足する配水池、耐震診断の結果、改修が必要とされた配水池などもあり、その対応も早急に実施する必要があるため「おだわら水道ビジョン」に基づき、計画的に事業を進めている。

しかし、これらの事業には、直接的に収入増加に結びつかないものでありながら、多額の費用が必要となるが、水道事業は独立採算制で経営されているため、全ての事業費を水道料金や加入金で賄わなければならない。

一方、水需要については、単身世帯の増加、核家族化、少子化などのライフスタイルの変化や、環境問題への意識の高まりを背景とした節水意識の向上や節水型機器の普及により、家庭用水の需要が減少している。そのため、基本水量内の使用者が年々増加しているが、家庭用水の基本料金は、実際のコストより大きく軽減されているため、料金の減収を大きくする要因となっている。また、長引く経済の低迷から、企業がコストの削減に努めたことにより、大口需要者の水道から井戸水への転換が相次ぎ、事業用の水需要は大幅に減少している。

このような中で、小田原市水道事業が採用している料金体系は、家庭用水の負担を軽減するために、家庭用水の軽減分を大口需要者が負担する「用途別、逡増型料金体系」を採用しているため、大口需要者の使用水量が減少すると、料金収入の減少率は、使用水量の減少率よりも大きくなることになる。

そのため、1 m<sup>3</sup>当たり単価の高い料金区分の使用水量が減少し、1 m<sup>3</sup>当たり単価の低い料金区分の使用水量が増加したことにより、結果として供給単価（1 m<sup>3</sup>当たりの平均販売価格）が給水原価（1 m<sup>3</sup>当たりの製造原価）を下回る「原価割れ」の状態となっている。

水道事業では、経営の効率化等を図りながら、平成7年の料金改定以来15年間水道料金を据え置いて事業を行ってきたが、今後の事業計画と収入の状況を考慮すると、健全経営が困難な状況となることが見込まれる。持続可能な水道事業を実現するためには、更新事業を計画どおり実現するための財源の確保と、経営基盤を強化し安定した収入による健全経営が必要となる。

## 2. 水道料金改定の妥当性について

老朽化した配水管の更新や、施設の耐震化事業の費用を「水道料金の値上げ」で確保しようとするのは、昨今の経済事情や、水道事業が独占事業であることを考えると、安易に認めることはできない。そこで、審議会では小田原市水道事業の経営努力と、健全経営が行われているかを慎重に審議し、次のことを確認した。

- ・ 水道事業の経費については、業務を民間委託して効率化を図り、また人件費の削減に努めるなど、コストの削減に努めている。職員数は、ピーク時の昭和60年度は105名いたが、平成21年度は61名まで減らしている。
- ・ 水道料金収入については、滞納整理を強化し、水道料金の未収金の回収に努めた結果、平成20年度分については未収金残高は約370万円、収納率は99.87%と高い水準になっている。
- ・ 水道料金の減収の要因が、市民のライフスタイルの変化や節水型社会への転換など、社会構造の変化によるものであるため、現時点では水道事業として特段の対策を取ることが困難である。
- ・ 事業にかかる費用を確保するためには、水道料金を改定して値上げするか、企業債借入額（借金）を増やすことになるが、今後の水道料金収入の増加が見込めないため、後年度の負担を考えると、企業債借入額を増やすことは適当ではない。

以上のことより総合的に判断すると、料金改定をし水道料金を値上げすることは、市民生活へ与える影響を考慮しても止むを得ないと判断する。

## 3. 改定率について

小田原市水道料金審議会では、審議の結果、財政収支についての以下の3点を、改定率を決定する算定根拠とした。

- ・ 収益的収支で単年度決算が赤字にならないこと。
- ・ 内部留保資金は、不慮の事故や災害等が発生した場合に生じる費用約3億円と、事業収入の有無にかかわらず支出しなければならない企業債の支払利息約4億円、元金償還金約6億3千万円など、約15億円程度を留保すること。
- ・ 今後は、施設の拡張から維持・管理の時代に移行していくので、事業費の企業債への依存度を減らしていくため企業債借入額は元金償還金以内の借入れとすることとし、概ね6億円とする。

また、水道料金改定の算定期間については、昨今の激変する経済情勢を鑑みると、



将来の財政見通しには不透明感が大きいいため、算定期間を10年間とせず5年間とする。改定期間については、老朽管の更新や老朽施設の耐震化事業などが急務であるため、早急に改定を行うことが望ましい。

以上のことから、現在の財務状況や、将来の財政推計を基に審議した結果、水道料金の改定は平成23年とし、算定期間は平成23年から平成27年までの5年間、改定率は概ね18%程度の値上げが適当であるとの結論に至った。しかしながら、水道料金の値上げは市民生活に大きな影響を与えるため、平成21年度以降の決算状況や、社会経済状況をしっかりと見極め、改定率については慎重かつ柔軟に判断すること。

#### 4. 水道料金体系について

水道料金は、受益者負担の原則に則り、公平な負担を求めるものでなければならず、かつ、健全な経営ができるように、財政基盤が安定する収入を確保できるものでなければならぬ。

従来から、小田原市が採用している水道料金体系は、負担を大口需要者に求めることで、市民の家庭用水を低廉化する役割を負ってきた。しかし、近年、地下水を水源とする「専用水道ビジネス」が増加している。

これは、利益率の高い大口利用者に対し、公営の水道事業より割安な料金を設定して顧客に取り込むことで事業を急速に拡大している。小田原市水道事業でも、相次いで大口需要の顧客を奪われ、その結果、1 m<sup>3</sup>当たり単価の高い使用水量が大幅に減少している。

一方、家庭用水では、供給単価より安い単価区分の使用水量が増加しているため、従来の家庭用水を低廉化する仕組みが成り立たなくなっている。また、大口需要者に偏った負担を求めていたため、大口の使用水量が減少すると、水道料金収入が大幅に減少し、水道事業財政が受ける影響は大きいものになり、安定した収入が確保できない。

このため、使用水量に左右されずに安定した収入を確保し、公平な負担を求めるために、料金体系については、将来の口径別料金体系の導入も視野に入れ、水道料金収入に占める基本料金の割合を増やして逡増度を緩和し、家庭用と事業用の料金格差を縮める料金体系へ移行する必要がある。

## [要望事項]

### 1. 老朽管の更新、施設の耐震化について

断水は、市民生活や企業活動に大きな影響を与えることから、老朽管の更新事業や施設の耐震化事業についてはなるべく早急に行うこと。

### 2. 料金改定の市民周知について

水道料金の値上げは、市民生活や企業活動に大きな影響を与えることから、水道料金の仕組みや財政状況、事業計画などの広報活動を積極的に行い、水道料金の値上げについて市民の理解が得られるよう十分に説明責任を果たすこと。

### 3. 水道事業運営について

コスト削減や、経営の効率化などは今後も継続して行い、健全経営にまい進していただきたい。水道ビジョンや事業計画などを定期的に見直し、社会経済情勢等を慎重に見極めながら運営していくこと。また、単に営業収支の実績が黒字か赤字かで評価することだけでなく、常に市民の利益となるように事業運営に当たること。

### 4. 料金体系について

今後は、さらなる負担の公平性などから、口径別料金体系についてもその有効性について調査していくとともに、収入の安定化が図られる料金体系を研究していくこと。

### 5. 井戸水の使用について

最近、大量に水道水を使用していた事業者が井戸を掘削して水道水から地下水に切り替える傾向にある。環境への影響は、現在のところ確認されていないが、今後、地下水を利用した専用水道の数が大幅に増加した場合、地下水位の低下や、地盤沈下の発生など、環境面での影響が懸念される。また水道事業の採算にも悪影響を与えるものと思われることから、有効な解決策について研究をすること。

# 水道料金表(案)

2か月当たり(税抜)

用途	区 分		水 量	単価(円)
	段 階			
家庭用	基本料金		20立方メートルまでの分	1,810円
	超過料金 (1立方メートルにつき)	20立方メートルを超え 30立方メートルまでの分		100円
		30立方メートルを超え 40立方メートルまでの分		120円
		40立方メートルを超え 60立方メートルまでの分		150円
		60立方メートルを超え 100立方メートルまでの分		180円
		100立方メートルを超える分		190円
事業用	基本料金		20立方メートルまでの分	1,905円
	超過料金 (1立方メートルにつき)	20立方メートルを超え 30立方メートルまでの分		135円
		30立方メートルを超え 40立方メートルまでの分		145円
		40立方メートルを超え 60立方メートルまでの分		160円
		60立方メートルを超え 100立方メートルまでの分		195円
		100立方メートルを超え 600立方メートルまでの分		230円
		600立方メートルを超え 2,000立方メートルまでの分		250円
		2,000立方メートルを超える分		260円
浴場用	基本料金		200立方メートルまでの分	4,600円
	超過料金 (1立方メートルにつき)		200立方メートルを超える分	40円
臨時用	基本料金		20立方メートルまでの分	10,400円
	超過料金 (1立方メートルにつき)		20立方メートルを超える分	430円
共用栓	基本料金		20立方メートルまでの分	1,810円
	超過料金 (1立方メートルにつき)		20立方メートルを超える分	100円

## 小田原市水道料金審議会 会議録

会議名	第7回 小田原市水道料金審議会	
日時	平成22年1月28日(木) 14時～15時40分	
場所	水道局第2・3会議室	
次第	1 第6回小田原市水道料金審議会会議録の確認 2 料金表(案)について 3 答申書(案)について	
資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新水道料金・旧水道料金比較(基本料金回収率31%)</li> <li>・県下水道事業体 水道料金比較表</li> <li>・生活保護費等の給付状況</li> <li>・答申書(案)</li> </ul>	
出席者	審議会	武松会長、茂庭副会長、大西委員、木村委員、園田委員、 岳下委員、檜山委員、三浦委員、讓原委員
	事務局 (市)	局長、次長、技術指導担当参事、営業課長、給水課長、 水質管理課長、営業課長補佐、工務課長補佐、 営業課担当者4名
傍聴者	0人	

営業課長補佐の司会により、渡辺委員の欠席について、事務連絡が行われる。

営業課長補佐から武松会長に進行が移り、第7回小田原市水道料金審議会が開会される。

武松会長

本日の出席委員は、委員総数の2分の1以上が出席しているため、小田原市水道料金審議会規則第5条第2項の開催要件を満たしていることを報告します。

武松会長

次第のとおり、進行させていただきます。

始めに、次第1、「第6回小田原市水道料金審議会会議録の確認」について、内容をご覧になって、言い回しや発言趣旨が違っているなど、お気付きの箇所がありましたらご発言いただきたいと思います。いかがでしょうか。

<修正箇所の発言>

**特段の修正点なし。**

武松会長

続きまして、次第の2、「料金表(案)」につきまして、前回、第6回の審議会におきまして、委員の皆様から数々のご意見をいただきながら審議を行いました。その結果、「家庭用の基本料金につきましては、改定率が50%を下回るようにする」、「事業用の基本料金は、家庭用の基本料金と差が付かないようにし、超過料金の設定については、前回の資料7-8をベースに再計算を行う」という結論に達し、事務局において、この結論を加味した料金表(案)の提示が資料7-10のとおりございました。

まず始めに、事務局から資料7-10につきまして、説明をお願いいたします。

営業課担当者      それでは、「料金表（案）、資料 7－10」につきまして、ご説明いたします。

※次の資料を使用し、別紙（P 17）のとおり営業課担当者から説明

・資料 7－10：新水道料金・旧水道料金比較  
（基本料金回収率 31%）

・資料 1：県下水道事業体 水道料金比較表

・資料 2：生活保護費等の給付状況

武松会長      事務局から「料金表（案）、資料 7－10」について説明がありましたが、ご質問等がございましたらお願いいたします。

<質疑応答>

譲原委員      下水道使用料が免除されているが、どのような理由からか。

営業課長      下水道特別会計は、水道企業会計とは別会計であるので分かりません。

三浦委員      資料 1 では、小田原市の水道料金が大幅に値上がりしたという印象を受けるが、各事業体で逡増度が異なっているので、例えば 40 m<sup>3</sup>の場合、新料金での順位はどのようになるのか。

営業課長      2ヶ月 40 m<sup>3</sup>の料金で比較すると、家庭用の現行料金は安い方から 7 番目でしたが、新料金では 12 番目になっております。事業用現行料金は安い方から 9 番目でしたが、新料金では 12 番目になっております。

改定時期が各事業体によって異なっているので、今後、他の事業体でも料金改定が考えられる。その場合には順位も変わってくるので、ご承知いただきたい。

武松会長      資料 7－10 が答申書の料金表になってくるものでございますが、委員の皆様いかがでしょうか、概ねこの料金表のとおりでよろしいでしょうか。

（異議なし）

武松会長

特に異議はないようですので、次に進んでまいりたいと思います。

武松会長

続きまして、次第の3「答申書(案)」につきまして、審議に入りたいと思います。

委員の皆様には、すでに答申書(案)が、事務局から送付され、ご確認していただいていることと思います。全体の構成といたしましては、お手元の答申書(案)のとおり、まとめさせていただきましたが、この後、内容をご確認いただき、さらに追加すべきものがあれば追加し、また、削除や修正を行い、答申書を作成してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。では、始めに、事務局から一通り答申書(案)の読み上げをお願いいたします。

営業課長補佐

それでは、「答申書(案)」につきまして、読み上げをさせていただきます。答申書(案)をご覧ください。

※営業課長補佐が答申書(案)の読み上げ

武松会長

事務局から答申書(案)の読み上げがございました。

早速ですが、答申書の内容につきまして、ページごとに順次、審議を行ってまいりたいと思います。

始めに、答申書の1・2ページの内容につきまして、ご意見等がございましたらお願いいたします。

<答申書の審議>

三浦委員

2ページの下から9行目「そのため、1㎡～(略)～状態となっている。」とあるが、「供給単価」と「給水原価」に金額を入れた方が分かり易いと思う。

また、原価割れの状況は、平成17年度以降であったと思うが、この年度も入れた方が良く思う。

武松会長

金額と年度の追記についてのご意見がございました。まず、事務局から意見はありますか。

営業課長

金額と年度を加えることは問題ない。ただ、このページのみに具体的な金額と年度を加えるだけでよろしいか、ご審議いただきたい。

- 譲原委員 答申書を提出した後、実際の改定の時には数字等について、口頭で細かく説明をされると思われる。金額を加えるとなるとこのページだけではなくるので、金額と年度を加える必要はないと思われる。
- 大西委員 市報などで市民周知をするためであれば、加える必要があるが、この場合には必要ないと思う。
- 武松会長 金額と年度を加えた方が良いというご意見と、全体の構成の中では金額と年度を入れる必要はないというご意見がありました。金額と年度を入れることは分かり易いと思われるが、全体の構成を考えると具体的な数字等を入れることとなった場合、このページだけではなくるので、このままでよろしいでしょうか。
- 三浦委員 市長への詳細説明は水道局の職員が行っていただけるのであれば、このままで良いと思う。
- 檜山委員 1ページの「(4) 料金体系について」のところで、上から2行目「ただし、家庭用水の急激な負担増を回避するため、段階的に対応すること。」とあるが、具体的にどのようなことを指すのか。
- 武松会長 水道ビジョンに一度に23%の値上げをするパターンと、段階的な料金改定をするパターンの記載があった、今回の審議会においても料金算定期間を5年とするなど審議を行ってまいりましたので、そのことについて、「段階的」と捉えたものです。
- 檜山委員 「(4) 料金体系について」では、料金体系の考えのみとし、家庭用と事業用の料金格差を縮めることや、逓増度を緩やかにして基本料金の収入割合を上げるという考え方のみの記載として、「(2) 料金改定率」のところで「段階的」という記載とすることはいかがか。
- 譲原委員 ここは基本料金の問題だと思います。もっと基本料金を上げたいという考えがある。また、経緯も含まれると思われる。
- 茂庭副会長 本来の基本料金はこうであるが、ここまで値上げすることができないので、段階的な引き上げ案を作成した、という形になると思われる。  
基本的には設備費を基本料金で賄うことが望ましいが、一度に基本料金で賄うこととした場合、急激な値上げになるため、今回は段階的な料金改定(案)を答申する、という形になるのではないか。



営業課長

段階的という面は二つあります。基本料金については、今のご意見のとおりのお考えでございます。もう一つは事業用から家庭用へのシフト、その格差を無くしたいということもでございます。今回の改定で格差を全て無くしているということではございません。このことにつきましても、段階的という面がございます。

また、今回の料金算定期間は5年でございます。5年周期でございます。これまでの審議会の中で、「次回の改定時に今回の考えが踏襲されるのか」というご意見もございましたので、次回の料金改定をする時には、今回の改定趣旨を頭に入れながら改定事務を進めるようお願いいたしますという、段階的という意味合いも含んでいるものでございます。

武松会長

1 ページは審議の結果を端的にまとめているところでもある。端的であるため説明不足のところもあるが、説明が不足している点は、2 ページ以降の「答申に至った経緯」の中で説明していくというものである。

全体の構成としては、1 ページ目に趣旨を記載し、以降は結果に至った経緯、要望事項、という構成にさせていただいている。

営業課長

1 ページの「(4) 料金体系について」のところについて、上から2 行目「ただし、」以降の「家庭用水の」を削除し、「ただし、急激な負担増を回避するため、段階的に対応すること。」では、いかがでしょうか。

譲原委員

「家庭用水の」を削除してしまうと、何が負担増になるのか分からなくなってしまう。

茂庭副会長

表現としては、「一度に理想の状態にすると急激な負担増をする区分が出てくる」という表現にするのですよね。

譲原委員

負担増となる区分が無いと、何が負担増になるのか分からない。

園田委員

実際、事業用の値上げが抑えられるので、家庭用という記載が必要と思われる。

武松会長

1 ページの「(4) 料金体系について」は、とりあえず現状のままとし、「答申に至った経緯」等の審議を行った上で、この部分の確認に戻るということで、2 ページに進んでまいりたいと思います。

2 ページについて、ご意見はございますか。

武松会長

2 ページについては、よろしいでしょうか。

(特になし)

武松会長

続きまして、3 ページと4 ページにつきまして、ご意見はございますか。

三浦委員

以前の審議会で「水のきらめき」で利益を上げることは出来ないかという話や、福祉団体に「水のきらめき」を原価で卸し、その売上は福祉団体の儲けとするような協力を水道局は行っているという話があった。「水のきらめき」で利益を上げることは、実際には無理という話であったが、このような努力を行っているという説明を記載しても良いのではないかと思った。

次に、以前の審議会で加入金の値上げの話があったが、加入金の値上げは、どのようになったのか。

次に、テレビ放送で、他の水道事業体で天下りを行っているというニュースを見た。小田原市では、このようなことはないとのことであるが、小田原市は、このような事実がない、ということに記載しても良いのではないかと思った。

営業課長

始めに、加入金と設計審査手数料につきましては、条例を改正し、平成22年1月から値上げを実施しております。

次にペットボトルの「水のきらめき」につきましては、昨年10月に実施された事業仕分けにおきまして、利益もありますが、人件費を加えると赤字事業となることから「不要」という結果となりました。ただ、「水のきらめき」は災害備蓄という面もありますので、他の会社にお願いできないか、検討しているところであります。

次に他の事業体での天下りにつきましては、新聞報道でも見ました。契約方法が一般競争入札ではなく、随意契約で執行している場合などには問題があると思いますが、水道技術者は技術を持っているので、水道OBが株式会社を設立し、経営することの妥当性はあると思う。そのことについて、小田原市が意見を言う立場ではない。実際、小田原市ではこのような事実はありませんので、あえて記載する必要はないと思うが、審議会でご審議いただければと思います。

譲原委員

3ページの下から2行目「概ね6億円とする」とあります。水道ビジョンにも策定されている話でもある。水道ビジョンではある意味、毎年上限を6億円とするとなっていたと思う。毎年必ずしも6億円ではありませんということであったと思うが、「概ね6億円とする」を「毎年概ね6億円とする」という文意に捉えられかねない。

次に、4ページ「4. 水道料金体系について」の9行目「大口需要の顧客を奪われ」とありますが、これは用語としては良くない。

武松会長

「概ね6億円とする」と「大口需要の顧客を奪われ」について、ご指摘がありました。

「概ね6億円」につきましては、審議の中で「上限」という話もありましたが、場合により6億円を超えることも考えられるので、「上限」と記載してしまうと6億円を超えられない。また、場合により早い段階で実施しなければならない事業もあるかと思われる。全体として、5年間を通して30億円と考えれば、例えば1年目が7億円で、2年目が4億円にすることもあり得るということでございました。

営業課長

事業を繰り越すことも考えられます。当該年度の事業により、今年4億円、翌年度は7億円借入をしたいということも考えられる。

武松会長

「大口需要の顧客を奪われ」という表現につきましては、少し柔らかい表現に出来ればと思います。

茂庭副会長

「移行」という表現ではいかがか。

檜山委員

4ページ「4. 水道料金体系について」の6行目「専用水道ビジネス」と、企業が独自に井戸を掘るということは別の話であるのか。

これまでの審議の中で「専用水道ビジネス」が大きく取り上げられたのかなという違和感がある。

営業課長

平成16年から井戸水に移行した大口事業者が10件ほどある。この10件が専用水道ビジネスで実施したのか、独自に井戸を掘ったのか、確認しきれませんが、専用水道ビジネスという形で企業に入っていることは事実ですから、このような記載にさせていただいている。

茂庭副会長

「増加している」という表現であると、件数を確認しているかのように思われるので、「専用水道ビジネスが展開されている」という表現になるのではないかと思われる。

武松会長                    この表現方法は、事務局にお任せしたい。他にご意見はございますか。

茂庭副会長                3 ページ「2. 水道料金改定の妥当性について」、4 つ目の「・」の 2 行目「企業債借入額 (借金)」とあるが、「(借金)」はいらないと思う。

武松会長                    「(借金)」は削除でよろしいでしょうか。

(異議なし)

武松会長                    次に、5 ページの「要望事項」につきましては、いかがでしょうか。

園田委員                    「5. 井戸水の使用について」は意見でしょうか。要望となると、この審議会の中で審議し、要望しているということとなるが、「有効な解決策について研究をすること」とは、委員全員が思っているということではない。意見としては構わないと思う。

武松会長                    「課金をとる」などという話もあったと思う。また一方では、例えば、事業用の水道料金をもっと安くし、井戸水への転換を防ぐということも研究の意味に含まれてまいりますので、大きな意味では要望事項に入れることが出来るのかなと判断したものでございます。

大西委員                    専用水道が増加した場合、地盤沈下や環境への影響も発生する可能性も考えられる。

譲原委員                    一般的に市民として自然保護を訴えるのは当然のことであると思うが、この審議会は特定の目的を持った審議会である。その目的に直接的あるいは間接的に関わりがある内容を要望した方が良いと思う。この文案の「水道水から地下水に切り替える傾向にある」、「水道事業の採算にも悪影響を与える」、「有効な解決策」の三点を詰めて読んだ場合、地下水の規制を求め、公営水道を利用するように誘導してほしいという意味に捉えられかねないと思われる。従って、この審議会の要望事項としては適当ではないと思う。

譲原委員

単に環境への配慮ということとはテーブルが違う。例えば、地下水の使用によって環境面の影響から水道水の水質悪化の恐れがあるとか、あるいは地盤沈下によって水道施設に影響が及ぶかもしれない、また、あるいは地下水の減少によって上水道用水の原水の確保が難しくなるかもしれないという恐れがありますということであれば、直接的、間接的に水道事業に関わりがあることになり、要望事項としても良いかと思うが、この文案ではいかがなものかと思う。

特に「有効な解決策」というところについて、「課金」という例を挙げて話がありましたが、秦野市の例と思われるが、その部分だけを切り取って話を持ってくることは、非常に乱暴な議論であると申し上げました。もしも、地下水の規制条例が想定されているとすると、そのことについての議論が必要である。「有効な解決策」について勝手に考えてくださいという訳にはいかない。行政の力によって水道を使ってもらおうよう誘導したいという意図が見えなくもない。

茂庭副会長

水道に影響があるとすると水質管理についてである。専用水道の水質管理は水道局の責任はないが、一般市民からすれば蛇口から出てくる水は水道局の水質管理であると思っている。そこに別の水が入っているということであるが、「5. 井戸水の使用について」の議論とは少し違っていると思う。

「課金」については、その取り方にもよるが、そのお金が水道会計に入っているとすれば、水道局は水質について責任を持たなければならない。

三浦委員

このままで良いと思う。

例えば、酒匂川の鮎をみんなが採り、絶滅しそうになった場合、行政が規制等をする。ただ、地下水は全く目に見えないので、状況が分からないものである。地下水の場合、地盤沈下が起こってからでないと分からない。このような問題が起こる可能性があることを分かってもらった方が良いと思うので、この文章は残した方が良い。

園田委員

この審議会では水道料金の値上げに関して審議をしていた。そこに唐突に地下水の使用についての要望が入ってくるのはどうかと思う。

営業課長

答申書の構成につきましては、この答申書（案）のとおりでなければいけないということではございません。要望事項が無い答申もございません。答申書（案）の要望事項は、これまでの審議会の中でご意見があった内容でございますが、必ずしも、「5. 井戸水の使用について」の要望事項を入れていただくこととは思っておりません。

答申は、あくまで料金に関する事項になりますので、4ページで切っただけでも構いませんので、要望事項については、審議会としてご審議いただきたいと思っております。

武松会長

「答申に至った経緯」の「1. 水道事業の現状」の中で、大口需要者の水道水から井戸水への転換や現状についての説明をしてありますが、「要望事項」の「5. 井戸水の使用について」で具体的な事項の取り出しをしたものでございます。これまで色々と審議がございましたが、「要望事項」に記載するのか、または削除するのか。委員の皆様にご意見をいただきたいと思っております。

檜山委員

「要望事項」の「5. 井戸水の使用について」は、4ページの「4. 水道料金体系について」の「専用水道ビジネス」という問題と、本質的な問題点は同じなのではないでしょうか。「専用ビジネス」も地下水を水源とするビジネスであるため、地下水に与える影響ということでは同じということでしょうか。

事業者が井戸を掘削して地下水に切り替えることについては、「要望事項」に記載があり、「専用水道ビジネス」については「4. 水道料金体系について」に記載があるということは、問題が切り離されて書かれている。書き方のバランスが気になります。

また、今回、料金値上げをしても、井戸の掘削や専用水道ビジネスの存在により水道事業が受ける問題は大きいと思う。そこで、直ちに何らかの規制をするということは、この審議会の役割ではない。ただ、水道事業の運営を考えた場合、井戸の掘削や専用水道ビジネスは、大きな問題であると思う。

岳下委員

井戸水については、これまでに何度も話が出てきた。

先ほどの説明で平成16年からこれまでに、井戸水に移行した需要者が10件あり、約1億3,000万円の減収になったという話でした。井戸水の水道事業に対する影響は大きいと思うので、全く井戸水に触れないというよりは、井戸水に移行する契約が増えることが懸念されるとか、研究してもらいたいなど、何らかの形で触れることは必要で、井戸水については、記載した方が良く思う。

茂庭副会長

この問題は、小田原市だけの問題ではない。全国的な問題で、全国的に井戸水に移行するという傾向がある。この問題は小田原市にも影響を及ぼす可能性が高いため、対応策を検討しておくようにという要望は構わないと思う。しかしながら、このことが直接的に料金収入に関わる話になると、非常に生臭い話になる。

地下水を過剰に汲み上げるとは、環境上好ましくないし、水質管理上も水道にとって好ましいことではない。このため小田原市も影響を受ける可能性があるため、この問題については研究しておくようにという要望は良いと思う。小田原市に限って記載しようとすると納まりが悪くなる。

大西委員

規制緩和が進むと従来考えられなかったビジネスが出てくると思う。研究課題ではあるが、直接的に料金体系には関係していないということですね。

茂庭副会長

記載する場合は一般論として記載をする。または、削除してしまうかである。

檜山委員

副会長の発言のような文章を作成し、一言加えていただきたいと思う。

譲原委員

副会長の言われた言い方であれば、よろしいかと思えます。

武松会長

それでは、副会長の言われた一般論と研究ということを中心とし、文章の作成をするということで、よろしいでしょうか。

(異議なし)

営業課長

確認ですが、5ページ「要望事項」の「5. 井戸水の使用について」下から2行目「水道事業の採算にも悪影響を与える」というような文章は削除するというのでよろしいでしょうか。

茂庭副会長

採算というよりも水道事業そのものに影響がある。水質面、料金面でもあり、環境面でもある。全国的にそういう傾向にあるので、小田原市でも注意するようにという文章で良いと思います。

武松会長

答申書（案）につきまして、「要望事項」まで進んでまいりましたが、1ページに戻り、また全体を通してご意見がありましたらお願いします。

檜山委員

1ページの「(4) 料金体系について」ですが、1ページ目の構成は、審議会としての考えを示していくということから、シンプルにまとまっている。このため、4ページの「4. 水道料金体系について」を、もう少し丁寧に記載した方が良いと思う。

4ページ「4. 水道料金体系について」の5行目から6行目にかけて「地下水を水源とする「専用水道ビジネス」が増加している」とあるが、この部分については削除した方が良いと思う。4行目「従来から、小田原市が採用している水道料金体系は、負担を大口需要者に求めることで、市民の家庭用水を低廉化する負担を負ってきた」しかし、その考え方では限界があるので、今回の改定では平準化や逓増制の緩和を行った。そのことについて、もう一度、淡々と丁寧に記載した方が良いと思う。

武松会長

「専用水道ビジネス」が唐突すぎるということですね。

園田委員

専用水道ビジネスにより井戸を掘削した数よりも、企業が独自に井戸を掘削した数の方が多いのではないか。先ほど説明があった井戸水に移行した10社のうち、専用水道ビジネスを利用した会社は何社か。

営業課長

調査を行っていないので、分からない。一件ずつ確認する方法しかないが、会社から回答が得られるか分からない。

武松会長

4ページの「4. 水道料金体系について」は分かっている事実を記載する方法が良いと思う。

営業課長

「専用水道ビジネス」は削除する。大口需要者が年々井戸水に切り替えているということなどを淡々と記載することとします。

木村委員

小田原の地名で富水という地名があるが、水が富んでいるから富水という地名が付いたのだが、そのくらい水が豊富であったということです。昔は、私の自宅の周辺は掘り抜きの井戸が多く、少し掘るだけで水が湧いていた。現在はポンプでも水を汲み上げることが出来ないほどに水位が下がり、小田原市の水道に移行している。

水道料金値上げは一般の方の共感を得なければならない。答申書は一般の方の共感をどれだけ得られるかということを重点において作成した方が良いと思う。



大西委員 一般家庭用の方に納得いただける答申、大勢の方に共感いただける方が良い。

木村委員 一般の方で小田原市の水道事業が、原価割れの状態になっていることを知っている方はいないのではないかと。

営業課長 4ページの「4. 水道料金体系について」は大口需要者が井戸水に切り替えていることなど、事実を淡々と記載し、後の文章に続くようにしたいと思います。

武松会長 答申書につきまして、ご意見はよろしいでしょうか。答申書を修正し、委員の皆様には修正箇所等の確認していただければ、一応、今日で審議は終わるのですが。事務局は、本日の意見を修正する時間はどのくらいあればよろしいでしょうか。

営業課長補佐 委員の皆様には2月9日を審議会の予備日としてご予定させていただいていると思います。当日、ご都合が悪い方がいられると伺っておりますが、事務局では、2月9日は委員の皆様から市長に答申書をお渡ししていただくと考えており、秘書室と日程調整を行っております。日程が確定するのが、明日以降になってしまいますが、現在分かっている状況では、市長の都合で若干開催時間が遅くなりますが、始めに、委員の皆様には答申書の最終確認をしていただき、その確認後、委員の皆様から市長へ答申書をお渡ししていただき、その後に意見交換の時間が若干設けられる形にしたいと考えております。

営業課長 2月9日につきましては、このようにしていただきたいということではございません。下水道審議会では、委員の皆様がいられる時に市長へ答申書を渡したとのことでありましたので、本審議会においても同様に段取りを行おうと考えたものです。以前、水道ビジョンの時には会長にお願いいたしまして、市長へお渡しいただいたという経緯もございます。2月9日につきましては、審議会で決めていただければと思います。

答申書につきましては、その日程に合わせて事前にお送りすることは可能でございます。

武松会長

ただいま事務局から説明がありましたが、2月9日につきましては、折角なので、皆さんと一緒に答申書を市長にお渡しをしたいという気持です。ご都合の悪い委員がいられ、出席できない委員のいる中で、答申を決めてしまうのは申し訳ないのですが、2月9日の時間は確定しておりませんが、答申書は市長に渡す前に最終確認をし、委員の皆さんで答申書を市長に渡すというような方向で今日のところはまとめさせていただきますと思います。

営業課長

市長の予定が確定ではないので、変更になった場合は、また調整させていただくということで、よろしいでしょうか。

檜山委員

4ページ「4. 水道料金体系について」、今まで家庭用を低廉化して大口需要者に負担を求めるといふ、これまでのやり方から切り替えるということなど、ここで審議して内容が、反映されるような表現にならないかなと思います。市長に答申をするが、答申書は公開も行うので、家庭用として使っている方が、この表現を見た時に納得できない部分もあるのではないかなと思う。水道は、その設備などの設備費がコストとして掛かるため、本来、基本料金は家庭用でも事業用でも同等に負担すべきであるが、事業用は、大口径の管を通した場合、工事費も高くなることから、多少事業用に負担してもらおう。しかし、将来的には、口径別料金体系を考えなければ、本質的な解決はしません。という流れで議論してきたと思う。今まで、家庭用については、低廉化で済んでいたが、本来はそうではなく、実はコストが掛かっている。このため、家庭用の利用者も負担するべきではないか、という内容を記載したいと思うのです。

今まで低廉化してきた料金を今度は大口需要者に配慮するので、家庭用は我慢しなさい。というような文意に取られると不本意であるので、基本料金で賄うべきという、これまで審議してきた内容を反映する文章にさせていただきたいと思う。基本的には最後の段落に書いてあるが、少し内容が薄れてしまっている感がある。

営業課長

文章については、考えます。

武松会長

答申書（案）につきましては、次回お示しするという事にさせていただきます。

修正した答申書（案）は2月9日の審議会までに事前にお送りいたします。当日、ご欠席される委員の方もいられますが、事前にお送りした答申書（案）につきまして、ご意見がありましたら事務局へご連絡ください。結果はお任せいただくこととなりますけれども、そのご意見も含めまして、審議してまいりたいと思います。

武松会長

これで本日の次第は、すべて終了しました。

これをもちまして、第7回小田原市水道料金審議会を終了いたします。

事務局からの事務連絡後、水道局長の挨拶が行われ散会する。

以上

## 『料金表（案）について』

### <資料7-10>

資料7-10をご覧いただきたいと思います。

前回の審議会でご意見がございました、家庭用の基本料金の改定率が50%を超えないよう、基本料金を設定したものであります。また、家庭用の基本料金の改定率を下げたことによる割り振り分につきましては、事業用の超過料金部分に割り振りをしたものでございます。この結果、基本料金の回収率は31%になりました。

### <資料1>

県内の水道事業体の基本料金を2ヶ月20m<sup>3</sup>として比較したものでございます。

### <資料2>

生活保護費等の給付状況の説明資料でございます。

生活保護費のうち、水道料金のみを算定するため具体的な計算方法はございません。水道料金は、扶助区分のうち生活扶助の光熱水費に含まれます。